

意見書

この意見書は、平成 31 年 3 月 18 日に可決された後、関係官庁等へ送付しました。



※意見書とは、市だけの努力では解決できない公共の利益に関する問題について、市議会の意思をまとめて国や県に要望するものです。

地域環境と調和した太陽光発電設備設置に関する意見書

電力は国民生活にとって欠かすことのできないものであり、福島第一原子力発電所の事故以降、太陽光発電といった再生可能エネルギーの導入拡大など、電力の需給構造の改革が求められており、国においては再生可能エネルギー発電による固定価格買取制度を導入するなどしてその普及促進に取り組んでいる。

しかしながら、近年、地域住民との十分な関係が構築されないまま太陽光発電事業が進められ、自然や景観の破壊への懸念を持つ地域住民と太陽光発電事業者との間で関係が悪化する等の問題が全国各地で生じている。

このような状況に鑑み、国は事業者に対し関係法令の遵守を義務づける等の制度改革を行ったが、現行の土地利用規制等に関する関係法令では、太陽光発電設備の設置に伴う景観や環境及び防災上におけるさまざまな問題に十分対応しきれていない。

また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「法」という。）においても、事業者が法の認定基準を遵守し、適正に発電設備を設置しているか確認する体制や、発電事業終了後の太陽光パネル等の適切な撤去、処分を担保する仕組みが十分には整備されていない。

よって国においては、地域環境と調和した太陽光発電設備の適切な設置に向けて、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 太陽光発電設備について、景観、環境及び防災上の観点から適正な設置がされるよう、立地の規制等に係る関係法令の整備を図ること。
- 2 一定規模以上の発電設備設置に当たっては、地元市町村長から意見聴取を行った上で事業計画を認定するよう、制度改革を行うこと。
- 3 太陽光発電設備が法の認定基準に従い適正に設置されているか、国が責任を持って確認すること。
- 4 発電事業終了時や事業者が経営破綻した場合、太陽光パネル等の撤去及び処分が適切かつ確実に行われる仕組みを構築すること。

第 4 回 臨時会 開催

「沼津駅鉄道高架事業の是非を問う住民投票条例の制定」



第 4 回臨時会は、1 月 31 日に開会し、2 月 5 日までの 6 日間にわたり開催しました。この臨時会では、「沼津駅鉄道高架事業の是非を問う住民投票条例の制定」等 4 件を審議しました。

「沼津駅鉄道高架事業の是非を問う住民投票条例の制定」は、住民直接請求による制定請求があったもので、市長の「条例制定の必要はない」との意見をつけて議会に付議されました。

本議案は建設水道委員会に付託され、2 月 1 日に行われた委員会では、請求代表者 2 人が出席し、意見陳述を行うとともに、委員からの質疑に答えました。その後、議案に対する質疑、討論、採決が行われ、本議案は否決すべきものと決しました。

2 月 5 日に行われた本会議では、建設水道委員会委員長から、委員会での審査の経過と結果について報告が行われました。委員長報告に対する質疑の後、討論が行われ、賛成、反対の立場からそれぞれ意見が表明されました。採決の結果、起立者少数により本議案は否決されました。

【会派別の賛否】

「○」＝賛成 「×」＝反対

※（ ）内は所属議員数

議 案 名	議決結果	志政会 (6)	市民クラブ (5)	自民沼津 (4)	公明党 (3)	改革ぬまづ (2)	沼津日本共産党 (2)	未来の風 (2)	無所属 (1)
議第 1 号 沼津駅鉄道高架事業の是非を問う住民投票条例の制定	否決	×	×	×	×	○×	○	○	×

※臨時会の会議録は、沼津市立図書館、市役所 3 階議会図書室で閲覧可能なほか、沼津市議会 HP でもご覧いただけます。

